

様式第4号（第5条関係）

平成27年 3月 26日

古賀市議会議長

議員名 許山 秀仁



平成26年度政務活動費収支報告について

古賀市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項に基づき、別紙のとおり政務活動費収支報告書を提出します。

- 1 平成26年度政務活動費収支報告書
- 2 添付書類
  - (1) 政務活動費収支報告書（別紙1）
  - (2) 政務活動費支出内訳書（別紙2）
  - (3) 領収書又はこれに準ずる書類

別紙1

平成26年度政務活動費収支報告書

議員名 許山 秀仁

1 収入

政務活動費 120,000円

2 支出

項目	金額(円)	支出内訳書の番号
調査研究費		
研修費	30,000	1, 2
広報費		
広聴費		
資料作成費		
資料購入費	9,853	3
事務費		
支出合計	39,853	

3 残額 80,147円

別紙 2

平成 2 6 年度政務活動費支出内訳書

番号	期 間	内 容	経費 (円)	備考
1	平成26年7月28日	地方議員研究会セミナー 市役所の予算の見方	15,000	
2	平成26年7月28日	地方議員研究会セミナー 役所を動かす質問の仕方	15,000	
3	平成26年4月～ 平成27年3月	しんぶん赤旗 購読料	9,853	
4				
5				
6				
7				
8				

※研修及び視察には報告書を添付のこと

番号  
1

領 収 証

許山秀仁 様 26年7月28日

★ ￥15,000

但 7/28 9:30~ セミナー受講代として  
上記正に領収いたしました

〒530-0001  
大阪市北区梅田1丁目  
地方議員研

番号  
2

領 収 証

許山秀仁 様 26年7月28日

★ ￥15,000

但 7/28 13:30~ セミナー受講代として  
上記正に領収いたしました

〒530-0001  
大阪市北区梅田1丁目  
地方議員研

番号  
3

許山 秀仁 様

領 収 書

2014年 2月15日

811-31  
宗像・粕屋地区委員会  
古賀市花見南2丁目27-3  
TEL 092-942-6130



許山 秀仁 様

下記の金額を確かにいただきました。  
ありがとうございました。

領収総額 9,853円

品名	年月度	数量	単価	領収金額	備考
「しんぶん赤旗」日曜版	2014年 4月分	1	800	800	
「しんぶん赤旗」日曜版	2014年 5月分	1	823	823	
「しんぶん赤旗」日曜版	2014年 6月分	1	823	823	
「しんぶん赤旗」日曜版	2014年 7月分	1	823	823	
「しんぶん赤旗」日曜版	2014年 8月分	1	823	823	
「しんぶん赤旗」日曜版	2014年 9月分	1	823	823	
「しんぶん赤旗」日曜版	2014年10月分	1	823	823	
「しんぶん赤旗」日曜版	2014年11月分	1	823	823	
「しんぶん赤旗」日曜版	2014年12月分	1	823	823	
「しんぶん赤旗」日曜版	2015年 1月分	1	823	823	
「しんぶん赤旗」日曜版	2015年 2月分	1	823	823	
「しんぶん赤旗」日曜版	2015年 3月分	1	823	823	
合計				9,853	

## 政務活動報告書

地方議員研究会 セミナー

受講日 平成26年7月28日

講師 川本達志 元廿日市市副市長

広島県庁において公務員労務、基礎自治体の行財政指導、契約法務、県財政の健全化計画の策定などに従事、2005年4月に広島県廿日市市に移り、分権政策部長を経て2008年1月副市長就任。市の行政経営システム改革、中期財政運営方針の策定、廿日市市協働によるまちづくり基本条例策定などに当たる。2011年12月退職。㈱野村総合研究所上級コンサルタントを経て、2014年4月に独立。

### ○ 市役所の予算の見方

予算全体の仕組みについての講義。その中で特に重要なものとして、次の3点が考えられた。

#### I. 予算は一般財源で決まること。

- ・ 一般財源の規模が事業規模・量と予算規模を決めるとのこと。
- ・ 一般財源は使途に制限がない財源であり、地方公共団体が自主的にその用途を決定できるもの。地方税、地方交付税、地方譲与税が代表的なものであり、その他目的が指定されていない寄付金や財産収入などがある。
- ・ 一般財源の規模は、ほぼ「標準財政規模」と同じとのこと。標準財政規模とは、地方公共団体の標準定期的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入が額に普通交付税を加算した額。なお、法令により臨時財政対策債の発行可能額についても含まれる。
- ・ 予算は一般財源でコントロールされる。

予算編成の手順は、

- ①歳入の一般財源収入（市町村税、地方交付税）総額を決め、
- ②義務的経費（人件費、扶助費、公債費およびこれに準じた繰り出し金等）に必要な一般財源を出し
- ③ ①－②＝来年度事業に充当できる一般財源総額
- ④各部から提出された事業予算要求のうち、一般財源の総額を計算し、③と比較する。（通常超過する）
- ⑤ ④（各部事業必要な一般財源総額）を③（事業に充当可能な一般財源総額）に合わせるべく査定する。

#### II. 起債について

地方債・・・自治体の借金⇒現金の出入りで整理する現在の公会計では、これも収入になる。

起債・・・地方債によってお金を調達する手続き

借期間・・・1年超（1年内の借り入れは「一時借入金」⇒資金繰りに活用）

起債できる場合（限定） 地方財政法で決まっている

\*設事業（道路、学校、保育所、港湾）

\*地方公営事業（交通事業、ガス事業、水道事業など）

\*出資金・貸付金（本州四国連絡橋公団出資など）

\*借り換え（10年一括返済の10年延長）

\*災害対策（全額充当可能、95%交付税措置）

\*特別の地方債（臨時財政対策債、退職手当債、過疎対策債）

プライマリーバランス＝地方債のコントロール

「地方債収入（借金）を除いた歳入」－「交際費（元利償還金）を除いた歳出」

地方債残高が増えるとプライマリーバランスが赤字になる

### Ⅲ. 臨時財政対策費について

当初、平成13年度から平成15年度までの3ヵ年の臨時的措置として導入された地方債であったが、国において地方交付税の原資不足が解消されないことから、現在に至るまでその措置は延長され、3年ごとに更新されている。

\* 臨時財政対策債の元利償還金は、後年度の地方交付税に理論的に全額算入されるとはいえ、地方債の扱いに変わりはなく、地方債の残高が累積する原因にもなっている。ただし、臨時財政対策債は、あくまで「発行が可能」なものであって「発行しなければならない」わけではなく、地方公共団体の責任と判断で発行されるものである。発行可能額は、地方公共団体ごとの人口に基づく「人口基礎方式」、および財源不足額に基づく「財源不足額基礎方式」の2つの方法により算出されるが、平成25年度から「財源不足額基礎方式」のみで算出され、普通交付税の不交付団体（単年度財政力指数が1を超える団体）は発行ができなくなった。なお、発行可能団体が臨時財政対策債を発行しない場合、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が上昇（悪化）する現象が生じる。

交付税で返ってくるが、借金を先取りしているだけとのこと。

そのほか、26年度地方財政対策、公債費、人件費、扶助費、物件費、普通建設事業費、補助費、繰出金についての講義を受ける。

自治体運営については、財源の確保と人件費をいかに抑制するかにかかっていると考えられる。

○ 役所を動かす質問の仕方

効果的な一般質問についての講義であり、いかにして執行部に自分の考えに興味を持たせ、共感をえられる発言をするか、その方法についての内容であった。

\* 一般質問と政策実現の関係について

一般質問のみによって政策を実現すると言うことは少ない。政策が実現しそうに見える場合では、既に政策にすることが決まっているものを質問されたとき、国の政策として自治体で執行することを求められているものであるとき。

議員個人は政策を提案する。一方、執行部は、責任をもって政策を執行しなければならない。執行するのに様々な事前調整が必要。執行部の問題意識にないものは、質問があったからといって真剣に検討の対象にしない、と考えた方がよい。真剣に検討対象にさせるためには、議会が総意とした場合は執行部は責任をもつようになる。

\* 一般質問をする立ち位置、質問の3タイプ

自己主張型（ニュートラル 反対派）→政治的課題について自らの立場と意見を表明することを目的とする。

課題・責任追及型（反対派）→政治的課題について責任を追及し、政治的イニシアチブを握ることを目的とする。

政策提案型（支援派 ニュートラル）→住民にニーズのある課題について、解決のための施策・事業を提案し、執行部に予算化・条例化させることを目的とする。

\* 政策提案型 政策をどう実現させていくか

現状認識→課題認識→仮説→検証→提案→期待される成果

共感 ⇒ 理解 ⇒ 行動

質問を通して執行部と一緒に政策・施策をつくっていくイメージ

\* 課題・責任追及型 批判的立場

「課題・責任追及型質問」では現状認識の正確さは不可欠

その上で、執行部の課題設定や仮説の矛盾を突く⇒政策の前提事実や仮説が否定されれば政策は進めにくいし、政治的な課題になる。一般質問と議会の意思

・一般質問は議員個人の考えに基づく。一方、議会の意思は議長の下に統合された機関の考え。議員個人の考えと議会の意思がうまく繋がっていない。執行部は議会がまとまるのが怖いとのこと。

政策形成機能を議会として内在化した会津若松市議会、地方議会の役割の変化として栗山町議会を参考例として講義を受ける。